

川越市職員の通勤手当に関する規則及び川越市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 6 1 号

川越市職員の通勤手当に関する規則及び川越市会計年度任用職員の
給与等に関する規則の一部を改正する規則

(川越市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第1条 川越市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第8条の4の見出し中「支給額」を「通勤手当の額」に改める。

第8条の6第3項中「第9条の5第3項」を「第9条の5第1項」に改める。

第9条の5中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同条に次の4項を加える。

2 給与条例第10条第6項の市規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給与条例第5条に規定する給料を支給する日（次号及び次項において「給料の支給定日」という。）以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して通勤手当の額を改定する場合を除く。）

3 給与条例第10条第6項の市規則で定める日は、給料の支給定日とする。

4 給与条例第10条第6項の規定により通勤手当を支給する日（以下この項及び次項において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に当該通

勤手当を支給することができるものとする。

- 5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に規定する期間（第11条第2項第2号及び第12条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第10条の見出し中「及び終期」を「、終期等」に改め、同条第1項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月からその額」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。）通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）
- (2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月
 - ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長が定める月
 - イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する

月の翌月

第10条に次の1項を加える。

- 3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の通勤手当の額は、市長が定める。

第11条第1項中「係る」の次に「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同項第3号中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長が定める月（次号及び次項において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（同号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当

算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第11条第3項中「翌月」の次に「（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあつては、市長が定める月の翌月）」を加える。

第11条の3第2項中「派遣され、又は」を「派遣され、若しくは」に、「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には」に、「又は職務」を「若しくは職務」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなつた日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

（川越市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正）

第2条 川越市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項から第6項までを削り、同条第7項中「前各項に規定するもののほか、」を削り、同項を同条とする。

第44条第3項第1号中「普通交通機関等」の次に「（同条第3項に規定する新幹線鉄道等（次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。第3号アにおいて同じ。）」を加え、同条第4項中「特別料金等を」を「特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額（給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を」に改め、同条第5項中「で駐車場等」の次に「（給与条例第10条第4項に規定する駐車場等をいう。第1号において同じ。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

れ次に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(i) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(ii) 駐車の都度その料金を払う場合 駐車場等の料金に相当する額の通勤所要回数分の額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア(7)から(ii)までに定める額を合計した額

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに川越市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第14号）第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員が第1条の規定による改正前の川越市職員の通勤手当に関する規則第11条の3第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る第1条の規定による改正後の川越市職員の通勤手当に関する規則第9条の5第5項に規定する支給単位期間等の始期は、この規則の施行の日とする。